

(仮称) 旧学校給食センター等敷地
認定こども園設計業務委託

特記仕様書

桜井市

1. 業務名

(仮称) 旧学校給食センター等敷地認定こども園設計業務委託

2. 業務の目的

この業務は、令和7年2月に策定した(仮称)旧学校給食センター等敷地認定こども園建設基本計画に基づき、基本設計、実施設計及び解体見直し設計業務を行うものである。

なお設計する認定こども園は、「安全」を最優先にしながら、子ども達が「ゆとり」をもって過ごせる空間を提供すると共に、機能的で経済性にも配慮することで教育・保育の質を高め、持続可能な運営ができるものとする。また、地域材を活用した温もりのある環境づくりを通じて、子どもたちの健やかな成長を支えるものを目指す。

3. 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては本特記仕様書による他、下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- (3) 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)
- (5) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)
- (6) 高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律
- (7) 奈良県認定こども園の認定の基準に関する条例(平成18年12月18日奈良県条例第22号)
- (8) 奈良県認定こども園の認定及び運営に関する取扱要綱(平成24年4月1日施行)
- (9) 桜井市景観条例(平成24年3月29日条例第1号)
- (10) 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例・施行規則の解説
- (11) エネルギー使用の合理化に関する法律
- (12) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (13) その他の関係法令、規定等

4. 貸与資料

本業務の実施にあたり、発注者は受注者に以下の資料を貸与するものとする。なお、受注者は貸与された資料について、発注者の許可なしに使用又は第三者に貸与してはならない。また、取り扱い及び保管を慎重に行うものとする。業務完了後は速や

かに貸与した資料を発注者に返却するものとする。

- (1) (仮称) 旧学校給食センター等敷地認定こども園建設基本計画
- (2) 都市計画基本図 (縮尺1/2,500shape 形式)
- (3) 公共用地の管理データ
- (4) 既存施設の図面等
- (5) 市立認定こども園新規整備事業に伴う測量等業務成果品一式
- (6) 旧給食センター解体工事設計業務委託成果品一式
- (7) 桜井南幼稚園解体工事設計業務委託成果品一式
- (8) (仮称) 旧学校給食センター等敷地認定こども園地質調査業務委託成果品一式
- (9) その他 (発注者が業務の実施にあたり必要と認めたもの)

5. 調査職員の指示及び疑義

受注者は本業務実施にあたり、本特記仕様書及び調査職員の指示に従わなければならない。また、本特記仕様書に記載のない事項については受発注者間の協議により決定するものとする。

6. 委託予定期間等

契約締結日より令和8年6月30日まで

ただし、別に期日を定めるものについては以下のとおりとする。

業務計画書：契約締結日から2週間以内

解体見直し設計における実施設計図及び解体工事費：令和7年8月29日

解体見直し設計成果品：令和7年9月26日

基本設計図：令和7年10月31日

基本設計成果品：令和7年11月28日

概算工事費：令和7年11月28日

実施設計図：令和8年4月30日

建築積算工事費：令和8年5月29日

実施設計成果品：令和8年6月30日

7. 敷地条件

- (1) 敷地の場所 桜井市大字河西96, 97-1, 98, 99, 100, 101, 104-1, 200, 205-1, 206, 207, 208, 209, 210, 222, 223, 224, 794, 795番地
- (2) 敷地面積 約8,812㎡
- (3) 用途地域等 第一種中高層住居専用地域、建築基準法第22条区域、15m高度地区、建ぺい率60%、容積率200%、

- 土砂災害警戒区域、河西遺跡区域、立地適正化計画
都市機能誘導区域外、都市計画道路兜塚栗殿線
- (4) 接道条件 主要地方道桜井・吉野線
- (5) 上下水道 整備済み
- (6) ガス 既存施設はLPガスを使用。東西接道に都市ガス管敷設あり
- (7) 埋蔵文化財包蔵地 有(河西遺跡)
- (8) その他 積雪量30cm
- 計画地は中央に水路を挟み東西に分割された2つの区画を利用する計画である。東側敷地(旧学校給食センター敷地)は東側県道より低い位置にあり、高低差が存在する。また、西側敷地(現桜井南幼稚園敷地)は水路を挟みさらに低い土地となっており、県道の位置からは大きな高低差が発生している。

8. 計画施設概要

- (1) 施設名称 (仮称) 旧学校給食センター等敷地認定こども園
- (2) 建物用途 幼保連携型認定こども園
- (3) 主要構造 技術提案及び協議による
- (4) 階数 技術提案及び協議による
- (5) 延べ面積 約2,300㎡(技術提案及び協議による)
- (6) 必要諸室 別表1のとおり
- (7) 施設定員 182人(0歳児12人、1歳児18人、2歳児24人、3歳児40人、4歳児44人、5歳児44人)
- (8) 概算事業費 約30億円(税込み)
- (造成、建築、設備(電気、機械)、園庭整備、外構整備、既存施設解体、既存外構解体、工事監理業務、厨房施設及び什器新調を含む。)
- (9) 耐震安全性の分類
- 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。
- 1) 構造体 II類
- 2) 建築非構造部材 B類
- 3) 建築設備 乙類

9. 業務体制

管理技術者、照査技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気担当主任技術者及び機械担当主任技術者それぞれ1名を配置する。なお、各技術者はプロポーザ

ルの際に提出された各調書のとおり配置すること。

10. 業務内容

10-1. 計画準備

本業務を実施するにあたり、業務計画書を作成の上、発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。

10-2. 設計と条件

(1) 今後の事業スケジュール

開発許可 令和7年9月(予定)

設計工期 令和7年7月から令和8年6月30日

解体工期 令和8年7月から令和9年2月(予定)

建設工期 令和9年3月から令和11年1月(予定)

開園 令和11年3月(予定)

(2) 土地利用・開発行為許可申請

本計画は2区画を一体的に整備する計画のため、土地の区画形質の変更が生じる。これに伴う造成設計及び開発行為許可申請については別途業務を実施していることから、その状況を踏まえて設計を行うこと。

(3) 導入機能・施設規模の整理

(仮称)旧学校給食センター等敷地認定こども園建設基本計画において、必要諸室・規模・機能関連を整理している。設計に際し、これらを把握した上で検討を行い、疑義がある場合は発注者と協議のうえ設計を進めること。また、計画敷地は一部土砂災害警戒区域の指定範囲内に入る。条例では設計仕様に関する規制は無いが、指定範囲を把握し利用者の安全性に配慮した設計とすること。

(4) 工事費(建設コスト)の低減を目指すほか、完了後の維持管理費(ランニングコスト)等の低減も考慮した施設整備とすること。

(5) 建物の長寿命化を考え、躯体の耐久性や更新性に優れたものとする。

(6) 周辺への影響(日射、電波障害等)が生じないようにあらかじめ検討を行うこと。

(7) 環境への対応(省エネルギー、緑化等自然環境等に配慮した設計)とユニバーサルデザインへ対応した施設とすること。

(8) 周辺環境に配慮した施設とすること。

(9) 近隣への防音及び防臭対策、また施設の防虫及び防塵対策を講じること。

(10) 必要諸室については、別表1のとおりとする。ただし、必要諸室の内容等については、協議により変更が生じる場合があるものとする。

(11) 認定こども園への進入路については、送迎用車両、給食材料搬入車、ゴミ収

集車、職員用車両及び緊急車両等の通行を想定すること。

(12) 調理及び厨房施設においては調査職員と協議の上決定すること。

(13) その他必要な設計条件は、調査職員の指示に従うこと。

10-3. 業務仕様

(1) 現況調査

設計業務を行うにあたり、以下の敷地等の現況について確認を行うこと。調査を行う際は、調査職員と事前に日程調整を行い、了承を得ること。

- ① 敷地周囲の調査
- ② 関係法令法規チェック等
- ③ 工事の安全性、施工性に関する調査
- ④ インフラ設備等の状況

(2) 概算工事費・建築積算工事費の提示

工事費の算出は基本設計業務完了時及び実施設計業務完了時それぞれで提示をすること。工事費の積算実施設計図書の作成が完了した時点において、設計図書に基づきを積算する。数量積算の方法、見積金額の低減方法、設計単価の採用方法等については、あらかじめ調査職員と協議すること。

(3) 工事計画の検討

施設運用、施工期間の短縮および工事費の縮減などについて、より合理的な当該建物にもっとも適した施工計画・施工工程・施工工区分け等の検討を施設関係者及び調査職員との調整を行った上で行うこと。

- ・施工手順
- ・工事エリア、仮囲い範囲、その他仮設工事の計画
- ・資材置場、残土置場、工事用駐車スペース及び動線の確保
- ・電気、ガス、水、空調等の供給対応検討
- ・概略工事工程表の作成

(4) 基本設計業務

基本設計業務の内容は、次に掲げる業務内容とする。本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（令和6年改定）による。

項目	業務内容
----	------

ア 設計条件等の整理	i 条件整理	耐震性能や設備機能の水準など発注者から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	ii 設計条件の変更等の場合の協議	発注者から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求め、または協議する。
イ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	i 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	ii 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
ウ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
エ 基本設計方針の策定	i 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、そのうえで業務体制、業務工程等を立案する。
	ii 基本設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。
オ 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、発注者と協議の上、基本設計図書を作成する。
カ 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建設工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ）を作成する。
キ 基本設計内容の発注者への説明等		基本設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えを言う。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

(5) 実施設計業務

実施設計業務の内容は、次に掲げる業務内容とする。なお、作成図面の内容および縮尺等については、業務着手時に発注者と協議すること。

各種許認可等申請業務において、手数料は発注者負担とする。

項目		業務内容
ア 要求等の確認	i 発注者の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	ii 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、発注者の要求等の変化があり場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。
イ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	i 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令および条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	ii 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
	iii 関係法令・条例に係る関係機関との打合せ	各種関係法令・条例における申請・届出を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
ウ 実施設計方針の策定	i 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程変更する。
	ii 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	iii 実施設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に対して文書にて説明する。
エ 実施設計図書の作成	i 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図

		書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施行者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様並びに工事材料、設備機器等の種別及び品質並びに特に指定する必要がある施工に関する情報（広報、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	ii 建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき必要な建築確認申請図書を作成する。
	iii 関係法令・条例に係る関係機関への申請書・届出書の作成	各種関係法令・条例における申請・届出を行うために必要な各種申請書・届出書を作成する。
オ 工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく建築工事に通常要する費用を積算し、積算図書を作成する。
カ 実施設計内容の発注者への説明書等		実施設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

（６）解体見直し設計業務

- ・旧給食センター解体工事設計業務成果品と桜井南幼稚園解体工事設計業務成果品について内容の確認を行い、一つの成果品としてまとめること。
- ・造成・建設工事を見据えて解体工事完了後の配置図を見直すこと。
- ・工事費については（７）中の工事費の検討の業務内容を順守して積算単価の見直しを行うこと。

（７）本業務に含まれる追加業務内容

積算等に要する業務の内容は、次に掲げる内容を含むものとする。

項目	業務内容
----	------

工事費の検討	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく工事に通常要する費用を積算し、次の資料を作成する。 ・ 積算数量算出書 ・ 積算拾い図 ・ 単価作成資料 ・ 見積徴収（メーカー3社以上） ・ 工事内訳書（RIBC2による作成）
各種許認可等申請業務	・ 建築基準法による協議・申請 ・ 奈良県福祉のまちづくり条例による協議・申請 ・ 建築確認申請ほか必要な協議 ・ 都市計画法に関する必要な協議・申請 ・ 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務 ・ 埋蔵文化財法に必要な届出・申請 ・ 「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）の取得に係る申請 ・ 建築物省エネ法に基づく申請及びBELSの取得に係る申請
その他	・ 配置・構造・仕様・コスト等について比較検討書を作成し、発注者の確認を得た上で基本設計を進めること。 ・ 設計過程における施設関係者との協議や市民等への情報提供に必要な資料及びイメージ図を作成すること。 ・ 各種補助金の説明資料を作成すること。 ・ 敷地全体に関する外構・遊具及び構内緑化の検討 ・ 太陽光・風力・地熱・未利用熱・廃熱回収・雨水利用等の未利用エネルギーの事例調査・施設規模に適したエネルギー利用の検討。 ・ 調理については自園調理方式とし、各種適用基準及びHACCPの概念に適合した衛生的で安全な施設整備とすること。

	・ 厨房施設等の付帯設備における熱源利用方式並びに設備の資材及び機器等の選定に当たっては、イニシャルコスト及びランニングコスト等の比較検討を行った上で、環境に配慮した施設整備とすること。 ・ 維持管理に関しては効率的な更新ができるよう計画し、維持管理計画書作成すること。 ・ 設備機能の導入に関してはコストを含めた検討をすること。特に空調方式に関しては電気・ガス等を比較検討すること。 ・ 電話設備、情報ネットワーク設備、セキュリティ設備及び防災機器等の設計においては、調査職員及び調査職員が指定する担当職員や関連業者等と協議を行うこと。 ・ 別途業務を行っている（仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園造成実施設計業務委託の成果品を実施設計図書にまとめること。
--	---

（８）設計業務に関する留意事項

- ・ 別途業務を行っている令和７年度（仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園地質調査業務委託に関する助言を行うこと。
- ・ 令和６年度（仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園地質調査業務報告書、令和７年度（仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園地質調査業務報告書及び埋蔵文化財発掘調査結果に基づき効率的な基礎形状の検討を行うこと。
- ・ 利用動線、家具備品配置、その他計画建築物の機能、性能、仕様、利用計画に十分配慮すること。
- ・ 別途業務を行っている（仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園造成実施設計業務委託の内容を踏まえた上で、設計業務を行うこと。また、造成実施設計業務の内容について変更が必要な場合がある場合は速やかに調査職員と協議を行い設計すること。変更が生じた場合、土木設計業務委託(最新版)に則って設計すること。適用基準については、開発宅造審査基準及び土木技師が指示する基準を採用して土木技師と調整の上設計すること。工事費積算については、土木技師と調整の上、数量調書及び必要な歩掛、見積を徴収の上積算すること。

10－4. 適用基準等

「3.準拠する法令」のほか以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対

象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準書等に適合するよう業務を実施しなければならない。

a. 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の基本的性能に関する技術基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・奈良県開発許可制度等に関する審査基準
- ・桜井市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)
- ・桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて 基本計画(令和7年3月)
- ・桜井市第3期子ども・子育て支援事業計画
- ・桜井市地球温暖化対策実行計画
- ・桜井市公共建築物等における“地域材”利用推進方針
- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
- ・省エネルギー建築設計指針
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・公共事業等景観形成指針
- ・道路の移動等円滑化整備ガイドライン（令和6年1月）
- ・学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）
- ・大量調理施設衛生管理マニュアル

b. 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築工事設計図書作成基準の資料
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築設計基準
- ・建築設計基準の資料
- ・建築工事標準詳細図
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準の資料
- ・建築構造設計基準
- ・建築構造設計基準の資料
- ・その他各種構造設計基準

c. 建築積算

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）

- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事標準歩掛り

d. 設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・建築設備設計計算書作成の手引
- ・空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン

e. 設備積算

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築設備工事内訳書標準様式（設備工事編）
- ・公共建築工事標準単価積算基準（設備工事編）
- ・公共建築設備工事見積標準様式

11. 打合せ協議

打合せは業務着手時及び調査職員又は管理技術者が必要と認めた時に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

12. 成果品その他

（１）基本設計

a. 建築総合基本設計図

- ・計画概要書
- ・仕様概要書
- ・仕上概要書
- ・配置図
- ・面積表及び求積図
- ・敷地案内図
- ・配置図
- ・平面図（各階）
- ・断面図

- ・立面図（各面）
 - ・矩計図
 - ・仮設計画概要書
 - ・打合せ記録（関係機関との協議記録含む）
 - ・工事費概算内訳書（構造・外構共）
 - b. 構造基本設計図
 - ・構造計画概要書
 - ・構造仕様概要書
 - ・構造伏図
 - ・軸組図
 - ・部材リスト
 - ・構造計算書
 - c. 電気基本設計図
 - ・電気設備計画概要書
 - ・幹線系統図
 - ・主要設備プロット図
 - ・仕様概要書
 - ・工事費概算内訳書
 - d. 機械基本設計図
 - ・機械設備計画概要書
 - ・給排水系統図
 - ・主要設備プロット図
 - ・仕様概要書
 - ・工事費概算内訳書
- （２）基本設計業務の成果品および提出部数
- ・基本設計業務報告書 A4 ファイル綴じ １部
 （基本設計方針説明書、基本設計図、打ち合わせ記録簿、設計意図説明書、工事費概算書、「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）目標値報告書、その他資料）
 - ・基本設計図 製本 A3 二つ折り １部
 - ・電子データ（成果品の電子データを収納した CD-R または DVD-R） １部
 ※CAD データ（jww 形式・DXF 形式・PDF 形式）
- （３）実施設計
- a. 建築総合

- ・図面リスト
- ・特記仕様書
- ・案内図
- ・仕上表
- ・配置図
- ・面積表及び求積図
- ・平面図（各階）
- ・断面図
- ・立面図（各面）
- ・矩計図
- ・詳細図
- ・展開図
- ・天井伏図
- ・建具表
- ・外構平面図
- ・外構詳細図
- ・各種計算書
- ・建築確認申請書
- ・総合仮設計画図
- ・その他確認申請手続き等に必要な書類

b.建築構造

- ・特記仕様書
- ・基礎・基礎梁伏図
- ・各階伏図
- ・軸組図
- ・断面リスト
- ・標準詳細図
- ・各部詳細図
- ・基礎配筋図
- ・鉄骨詳細図
- ・部材リスト
- ・構造計算書
- ・各種計算書
- ・建築確認申請書
- ・その他確認申請手続き等に必要な書類

c.電気設備

- ・特記仕様書
- ・配置図
- ・受変電設備図（結線図、機器配置図、側面図）
- ・幹線図
- ・各階電灯設備配線図
- ・照明器具姿図
- ・分電盤回路図・姿図
- ・動力設備配線図
- ・分電盤・制御盤・操作盤・回路図・姿図
- ・弱電設備系統図（構内交換電話・情報通信網・防災設備・テレビ共聴・防犯・入退出管理・表示・呼出・監視カメラ・放送・非常放送・映像音響・ICT システム等）
- ・弱電設備配線図（構内交換電話・情報通信網・防災設備・テレビ共聴・防犯・入退出管理・表示・呼出・監視カメラ・放送・非常放送・映像音響・ICT システム等）
- ・火災報知設備図・配線図・系統図
- ・屋外設備図
- ・各種計算書
- ・その他確認申請手続き等に必要な書類

d.機械設備

- ・特記仕様書
- ・配置図
- ・空気調和設備図
- ・換気設備図
- ・排煙設備図
- ・衛生器具設備図
- ・給水設備図
- ・排水設備図
- ・給湯設備図
- ・消火設備図
- ・厨房設備図
- ・ガス設備図
- ・雨水利用設備図
- ・各階配管平面図
- ・便所・洗面・ポンプ室・機械室平面図・断面詳細図
- ・系統図

- ・器具取付詳細図
- ・器具表
- ・屋外設備図
- ・各階詳細図
- ・機器類姿図
- ・自動制御盤平面図・系統・各部結線図
- ・各種計算書
- ・その他確認申請手続き等に必要な書類

(4) 実施設計業務の成果品および提出部数

- ・実施設計業務報告書 A4 ファイル綴じ 1 部
(設計図書、積算図書、計算書、建築確認申請書、概略工事工程表、その他申請・届出書、打ち合わせ記録簿、技術提案対応確認書、その他資料)
- ・設計図書 A1 判二つ折り製本 3 部
A3 縮小版二つ折り製本 3 部
- ・完成予想図 9 点 (鳥瞰 1 点 + 外観 3 点 + 内観 5 点) A2 判 額装
- ・電子データ (成果品の電子データを収納した CD-R または DVD-R) 1 部
※CAD データ (jww 形式・DXF 形式・PDF 形式)

(5) 解体見直し設計業務

a. 解体総合

- ・図面リスト
- ・特記仕様書
- ・工事概要・案内図
- ・配置図
- ・面積表及び求積図
- ・現況平面図
- ・仮設計画図
- ・足場計画図
- ・仕上表
- ・平面図
- ・平面詳細図
- ・屋根伏図
- ・断面図
- ・立面図 (各面)
- ・矩計図

- ・詳細図
- ・展開図
- ・天井伏図
- ・建具表
- ・建物内備品位置図
- ・外構平面図
- ・外構詳細図
- ・総合仮設計画図

b.建築構造

- ・特記仕様書
- ・基礎・基礎梁伏図
- ・各階伏図
- ・軸組図
- ・断面リスト
- ・標準詳細図
- ・各部詳細図
- ・基礎配筋図
- ・鉄骨詳細図
- ・部材リスト

c.電気設備

- ・特記仕様書
- ・配置図・受変電設備図（結線図、機器配置図、側面図）
- ・幹線図
- ・各階電灯設備配線図
- ・動力設備配線図
- ・分電盤・制御盤・操作盤・回路図
- ・弱電設備系統図（電話・情報通信）
- ・弱電設備配線図（拡声・時刻表示・TV・その他）
- ・火災報知設備図・配線図・系統図
- ・屋外設備図

d.機械設備

- ・特記仕様書
- ・配置図
- ・空気調和設備図
- ・換気設備図
- ・排煙設備図

- ・衛生器具設備図
- ・給水設備図
- ・排水設備図
- ・給湯設備図
- ・消火設備図
- ・厨房設備図
- ・ガス設備図・各階配管平面図
- ・系統図
- ・器具表
- ・屋外設備図
- ・各階詳細図

(6) 解体見直し設計業務の成果品および提出部数

- ・解体見直し設計業務報告書 A4 ファイル綴じ 1 部
(設計図書、積算図書、計算書、概略工事工程表、その他申請・届出書、打ち合わせ記録簿、その他資料)
- ・設計図書 A1 判二つ折り製本 3 部
A3 縮小版二つ折り製本 3 部
- ・電子データ (成果品の電子データを収納した CD-R または DVD-R) 1 部
※CAD データ (jww 形式・DXF 形式・PDF 形式)

13. 留意事項

- ・受注者は、業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。
- ・受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を発注者の承諾無く第三者に漏らしてはならない。また、本業務が完了した後も同様とする。
- ・業務中に生じた事故並びに市及び第三者に与えた損害に対しては、市担当者の指示に従い、受注者の責任において処理するものとする。
- ・1 ヶ月に 1 回程度、管理技術者より進捗状況の報告を行うこと。
- ・調査職員との打ち合わせ等の内容については、その都度打ち合わせ記録簿を作成の上、調査職員と相互に確認する。また調査職員の立会いがない場合で必要な内容についても、打ち合わせ記録等を作成し、速やかに調査職員に提出するものとする。
- ・各種許認可等申請業務に要した手数料の支払いは、本業務の完了時とする。
- ・本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとし、市の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。
- ・業務完了後、受注者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に

従い修正及びその他の必要な作業を受注者の責任において行うものとする。

- ・その他、当仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。